

第2 「全員参加の社会」の実現に向けた雇用改革・人材力の強化

全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、円滑な転職の支援、多様な働き方の推進、女性・若者・高齢者等の活躍推進、就職困難者に対する就業支援の拡充などにより「全員参加の社会」の実現を図る。

1 失業なき労働移動の実現

2, 291億円(1, 950億円)

(1)労働移動支援助成金の抜本的拡充など【一部新規】 303億円(3. 2億円)

労働者の再就職を支援する労働移動支援助成金について、対象企業を拡大するとともに、支給時期を再就職支援委託時と再就職実現後に2段階化する。また、労働者を送り出す企業が民間人材ビジネスの訓練を活用した場合や労働者を受け入れる企業が訓練(OJTを含む)を行う場合の助成措置を創設する等抜本的に拡充する。

さらに、キャリアチェンジ(新たな職場・職務への転換)を伴う労働移動を成功させるためのツールの標準化、ツールを活用したキャリア・コンサルティング技法の開発、キャリア・コンサルタントの養成を実施する。

(2)若者等の学び直しの支援【新規】

10億円

非正規雇用労働者である若者等が的確にキャリアアップ・キャリアチェンジできるよう、資格取得等につながる自発的な教育訓練の受講を始め、社会人の学び直しを促進するために雇用保険制度の見直しを実施するとともに、従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主に対してキャリア形成促進助成金・キャリアアップ助成金による支援を創設する。

また、「地域若者サポートステーション」(サポステ)による支援を受けて就職した者に対し、学び直しプログラムに誘導するなどのステップアップ支援を行う事業(「サポステ卒業者ステップアップ事業(仮称)」)を実施する。

(3)産業雇用安定センターの出向・移籍あっせん機能の強化 28億円(21億円)

出向・移籍による失業なき労働移動を支援するため、キャリア・コンサルティングの実施、個人の課題に応じた支援メニューの策定、民間の訓練機関を活用した講習・訓練の実施等、産業雇用安定センターのあっせん機能を大幅に強化する。

(4)成長分野などで求められる人材育成の推進【一部新規】

1, 091億円(1, 183億円)

民間教育訓練機関等を活用し、情報通信、環境・エネルギー分野等の成長分野の実

践的な職業訓練や求職者支援制度の推進を図る。

また、不足している建設専門人材の確保・育成支援の推進を図る。

(5) 成長分野などでの雇用創出の推進

131億円(54億円)

製造業等の戦略産業を対象として、産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトへの支援を推進する。

人材不足が顕著な福祉分野（介護・医療・保育職種）の人材確保に向け、自治体等関係機関と連携し、こうした職種への就職を希望する人や人材を求める事業主に対する支援を推進する。

2 民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化

194億円(100億円)

(1) ハローワークの求人情報の開放【新規】

13億円

民間人材ビジネスや地方自治体に対し、ハローワークの保有する求人情報を提供するための情報基盤を整備する。

(2) トライアル雇用奨励金などの改革・拡充

121億円(71億円)

トライアル雇用奨励金などの雇入れ助成金について、ハローワークの紹介に加え、民間人材ビジネスや出身大学等の紹介により雇い入れる事業者にも支給する。

また、トライアル雇用奨励金について、従来主な対象とされていたニート・フリーターに加えて、学卒未就職者、育児等でキャリアに空白期間がある人など、トライアル雇用を受けなければ正社員就職が難しいと認められる者にも対象を拡大する。

(3) 民間人材ビジネスの更なる活用【新規】(一部推進枠)

36億円

学卒未就職者等に対する「紹介予定派遣」を活用した正社員就職支援、育児・介護等で仕事の現場を離れていた人に対する研修等と職業紹介の一体的実施、フリーターなどに対するキャリアカウンセリングやジョブ・カードの交付等について、民間人材ビジネスを最大限活用し、効果的な就業支援を行う。

また、優良な職業紹介事業者や労働者派遣事業者の認定を推進することにより健全な事業者の育成を推進する。

3 多様な働き方の実現

96億円(70億円)

(1) 労働時間法制の見直し

13百万円(24百万円)

企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、労働政策審議会で総合的に議論し、結論を得る。

(2) 労働者派遣制度の見直し【一部新規】

71百万円(6百万円)

登録型派遣・製造業務派遣のあり方、特定労働者派遣事業（常時雇用される労働者のみを派遣するもの）のあり方、いわゆる専門26業務に該当するか否かによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度のあり方等に関して、労働政策審議会で議論を行った上で、早期に必要な法制上の措置を講ずる。

また、派遣労働者のキャリア形成を支援するモデル的な取組を推進する。

(3) 「多元的で安心できる働き方」の導入促進【一部新規】(一部推進枠)

37億円(31億円)

職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、成功事例の収集や海外調査を行うとともに、有識者による懇談会において労働条件の明示等の雇用管理上の留意点について取りまとめ、これらの結果の速やかな周知・啓発を図る。

さらに、職業能力の「見える化」を促進するため、業界検定のツール策定、モデル実施等のスタートアップ支援を通じた能力評価の仕組みの整備や、ジョブ・カードの活用等を行う。

(4) 持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備【一部新規】 (一部推進枠)

49億円(32億円)

最低賃金の引上げに向け、地域や業界の意識の醸成等を図るための巡回による啓発指導等や経営・労務の専門家の派遣を行うとともに、販路拡大等による賃金の引上げを目指す中小企業団体の取組や、設備導入等の労働能率増進による賃金引上げを行う中小企業・小規模事業者の取組に対する助成措置を拡大する。

最低賃金について幅広い周知啓発を図るとともに、的確な監督指導を行うことにより、最低賃金の遵守の徹底を図る。

(5) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保の推進【一部新規】

8.3億円(7.4億円)

パートタイム労働法制の整備を行い、制度の周知を図る。

また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、職務分析・職務評価の導入支援等に

より、パートタイム労働者の雇用管理改善の取組を推進する。

さらに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇に積極的な企業の表彰制度の創設等、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の取組推進に向けた機運醸成を図り、あわせてパートタイム労働者のキャリアアップ支援等に取り組む。

4 女性の活躍推進

281億円(175億円)

(1) 企業におけるポジティブ・アクション(女性の活躍促進)の取組促進など

9.5億円(6.3億円)

① ポジティブ・アクションの推進【一部新規】

9.1億円(6.2億円)

ポジティブ・アクションに取り組む企業を支援するため助成措置を拡充するとともに、個別企業に対する直接的な働きかけや、女性の活躍状況の開示を促進する。

また、女性の活躍促進に取り組む企業等への表彰の充実や、女性が子どもを産み育てながら、管理職として登用され、活躍できる企業を増やすため、先進的な事例の収集・情報提供及び企業に対する支援策を講じる。

② メンター制度及びロールモデルの普及促進【一部新規】

34百万円(17百万円)

メンター(※1)やロールモデル(※2)の普及を図るため、中小企業の女性労働者がネットワークを作り、相互研さんや研修等を実施する仕組みづくりを支援するとともに、参加者同士の交流会や意見交換会の実施などによる定着支援や好事例集の作成を行う。

※1 メンター：後輩から相談を受け、問題解決に向けサポートする人物

※2 ロールモデル：豊富な職業経験を持ち、模範となる人物

(2) 女性のライフステージに対応した活躍支援【一部新規】

150億円(95億円)

トライアル雇用制度の活用やマザーズハローワークの充実を図るとともに、託児付き再就職支援セミナー、ブランクのある女性の再就職支援の相談・情報提供を行う「カムバック支援サイト(仮称)」の創設や再就職後のステップアップ雇用管理モデルの普及促進など、育児により一定期間にわたり仕事から離れていた労働者が職場復帰への不安を解消できるよう再就職に向けた総合的な支援を行う。

(3) 男女が共に仕事と子育てなどを両立できる環境の整備 122億円(74億円)

① 育児休業を取得しやすい環境の整備【一部新規】 20億円(16百万円)

育児休業取得後の円滑な復職支援のため、中小企業の労働者個々人のニーズに応じた「育休復帰支援プラン（仮称）」の策定・利用支援等を行う。また、イクメンプロジェクトの拡充等により、男性の育児休業取得促進のための環境整備を行う。

また、育児休業中や復職後の能力アップに取り組む企業への助成制度を創設する。

② 仕事と子育ての両立支援 93億円(73億円)

仕事と子育ての両立を実現するため、育児・介護休業法の周知徹底を図るとともに、事業所内保育施設設置・運営等支援の拡充を図り、事業主に対する助成制度を充実する。

③ 仕事と介護の両立支援【一部新規】 68百万円(30百万円)

介護を行っている労働者の継続就業を促進するため、実証事業を行うことにより、企業及び労働者の具体的課題を把握し、対応策を検討するとともに、シンポジウムの開催等を行う。

④ テレワークの普及・促進【一部新規】 8.3億円(67百万円)

仕事と子育て等の両立が可能となる適正な労働条件下でのテレワークの普及・促進のため、適切な人事評価等が可能となる新たなテレワークモデルを確立するための実証事業の実施、子育て・介護のためのテレワーク活用の好事例集の作成・周知、テレワーク導入企業に対する労務管理に関する専門家の派遣、テレワークの導入経費に係る支援を行う。

在宅就業については、適正な契約条件で、安心して在宅就業に従事することができるよう、在宅就業者や発注者等を対象としたセミナーの開催、相談対応等の支援事業を実施する。

5 若者・高齢者等の活躍推進

968億円(748億円)

(1) 若者の活躍推進 373億円(243億円)

① 就職活動から職場で活躍するまでの総合的なサポート【一部新規】(一部推進枠)(一部再掲・38ページ参照) 215億円(158億円)

新卒応援ハローワークにおいて、既卒3年以内の者を新卒扱いとすることの促進や、卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援、就職後の定着支援等

を強化するとともに、詳細な採用情報等を公開して積極的に若者を採用・育成する「若者応援企業」の普及拡大・情報発信の強化を図る。

また、ジョブ・カードを活用し、企業実習と Off-JT を組み合わせた実践的な職業訓練を実施し、若者等の人材育成に取り組む企業への支援を強化するほか、若手社員の訓練を行う中小企業団体に対する新たな支援を実施する。

さらに、採用時に必要な社会的スキルが乏しいなど就職活動に困難性を有する学生等を対象として、その特性に配慮した新たな職業訓練を実施する。

②フリーターなどの正規雇用化の促進【一部新規】(一部推進枠)

89億円(20億円)

フリーターなどの正規雇用化のための支援拠点として、わかものハローワーク等を充実し、民間の活力も活用しつつ、セミナー等の開催、トライアル雇用や求職者支援制度の活用等を通して、一人ひとりのニーズに応じた支援メニューを提供する。

また、産学官の地域コンソーシアム(共同作業体)による多様な職業訓練コースの開発及び訓練を実施する。

さらに、「地域若者サポートステーション」において、引き続き相談支援、学校との連携推進、合宿形式を含む集中訓練プログラム事業を行うとともに、体験先の確保やフォローアップ等を行う「体験先コーディネーター」の配置等により、未就職期間が長引き孤立しつつある若者等に対する支援を充実、強化する。

③若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化【一部新規】 18億円(16億円)

夜間・休日に労働基準法等に関して電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ダイヤル(仮称)」の設置や「わかものハローワーク」等への「在職者向け相談窓口」の設置等を行い、相談体制を強化する。また、厚生労働省ホームページでの、労働基準法等の基礎知識・相談窓口をまとめた「労働条件相談ポータルサイト(仮称)」の開設や大学等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。

④キャリア教育等の推進【一部新規】

36億円(34億円)

文部科学省や中小企業団体等の産業界と連携・協力してキャリア教育のためのプログラムを開発し、大学等でのキャリア教育における活用を促進する。

また、在学段階から若者にもものづくり産業の魅力を発信する観点から、「ものづくりマイスター」による実演・指導等の取組を拡充する。「目指せマイスター」プロジェクト(仮称)

⑤インターネットを活用した在職者キャリア・コンサルティング体制の整備【新規】

20百万円

インターネットを通じて若者が就職後も無料でキャリア・コンサルティングを受けることができるよう、メールによる相談を行う。

(2) 高齢者の就労推進を通じた生涯現役社会の実現 339億円(282億円)

**①年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた
高齢者の就労促進 103億円(101億円)**

年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向けた支援を充実するとともに、高齢期にさしかかった段階で、高齢期の生き方を見つめ直すことを奨励するなど、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る。

②高齢者などの再就職支援の援助・促進 79億円(65億円)

高齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう、全国の主要なハローワークで職業生活の再設計に関する支援や担当者制による就労支援を行うとともに、身近な地域において技能講習を実施するなど、再就職支援を充実・強化する。

また、自発的な教育訓練の受講を支援するための教育訓練給付の拡充を検討する。

**③高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大【一部新規】(一部推進
枠)(一部再掲・40ページ参照) 113億円(90億円)**

シルバー人材センターの活用により、高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。

④生涯現役社会の実現に向けた環境整備【新規】(推進枠) 58億円

高齢者が活躍する生涯現役社会の実現に向けて、シルバー人材センターにおける就業機会の拡大、地域のNPO等民間団体との協働による社会参加の場の確保、幅広い年齢層のボランティア活動の推進を図るとともに、関係機関の連携と情報共有を行う「プラットフォーム」を設置し、高齢者向けの地域の就業・社会参加の支援の充実を図る。

(3) 障害者などの就労推進 250億円(216億円)

**①改正障害者雇用促進法の円滑な施行に向けた取組の推進【一部新規】
20億円(15億円)**

障害者の差別禁止等に関する指針の策定など改正障害者雇用促進法の円滑な施行に向けた取組を推進する。

また、企業等への雇用管理の好事例の普及を図るとともに障害者雇用に関する中小企業向けのコンサルティングを実施するなど企業に対する大幅な支援の充実を図る。

さらに、求職障害者の増加に対応して必要な訓練機会を確保するため、委託訓練の規模を拡充するほか、精神障害者等に対する訓練指導技法の開発・普及や、地域関係機関によるネットワークの構築を推進する。

②精神障害、発達障害、難病などの障害特性に応じた就労支援の強化など【一部新規】

30億円(25億円)

精神障害者を雇用する企業への障害者雇用トライアル事業等の経済的支援を強化するとともに、精神障害者等の雇用に関するノウハウの蓄積を図るためのモデル事業を実施する。

また、ハローワークにおいて精神障害者雇用トータルサポーターによる専門的な支援の強化を行うとともに、発達障害者や難病患者に対する就職支援体制の充実を図る。

さらに、がん患者等の長期にわたる治療が必要な疾病を抱えた求職者に対する就労支援モデル事業の拡充を図る。

③中小企業に重点を置いた支援策の充実や「福祉」「教育」「医療」から「雇用」への移行推進

66億円(52億円)

障害者就業・生活支援センターの設置を推進するとともに、職場定着支援担当者による定着支援を強化する。

また、「医療」から「雇用」への移行を促進するため、医療機関における精神障害者に対する就労支援の取組や連携を促進する。

さらに、一般企業への雇用を促すため、就職支援コーディネーターを全労働局に配置し、障害者の中小企業等での職場実習を推進する。

④障害者雇用の更なる促進のための環境整備(推進枠)

21億円(9.6億円)

ハローワークと地域の関係機関が連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」の実施体制等の強化、民間人材ビジネス等の紹介により雇い入れる場合も対象とするなどの「障害者トライアル雇用事業」の改革・拡充を行い、障害者雇用の更なる促進を図る。

6 重層的なセーフティネットの構築 2,339億円(2,426億円)

(1)生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の拡充など

78億円(74億円)

①生活保護受給者等就労自立促進事業の拡充

76億円(72億円)

生活保護受給者や生活困窮者に対するより効果的な自立支援のため、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を充実・強化するとともに、生活困窮者に対する相談支援をモデル的に実施する関係機関との連携強化を図る。

②刑務所出所者などに対する就労支援の強化

2.7億円(2.6億円)

刑務所出所者などの就労支援は、再犯防止対策の中で極めて重要であることから、ハローワークと刑務所・保護観察所等が連携して実施する「刑務所出所者等就労支援事業」の充実・強化を図る。

**(2)雇用保険制度、求職者支援制度によるセーフティネットの確保(一部再掲・36
ページ参照) 2,260億円(2,352億円)**

雇用保険制度及び求職者支援制度について、労働政策審議会での議論を踏まえ、必要な措置を講じる。

現在、特例的に引き下げられている両制度における国庫負担率について、本来の国庫負担率(雇用保険制度1/4、求職者支援制度1/2)とすることについては、雇用保険法附則の規定に基づき検討する。

※雇用保険制度の失業等給付費として1兆7,735億円(1兆7,514億円)を計上